



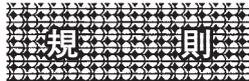
長野県報

9月30日(火)
平成26年
(2014年)
号外

目次

規則

事務処理規則等の一部を改正する規則(こども・家庭課)..... 1



事務処理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

事務処理規則等の一部を改正する規則
(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(19)中「母子家庭及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、同ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同(7)中「(第32条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、「貸付け」の次に「及び同条の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収(督促状発送後の徴収事務に限る。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)」を加え、同(イ)中「第32条第3項」を「第31条の6第4項及び第32条第4項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「貸付け」を「貸付け及び当該規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収」に改め、同(ウ)を次のように改める。

(ウ) 第31条の6の規定による配偶者のない男子等に対する資金の貸付け及び同条の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収

別表第2の6の(19)のアに次の事項を加える。

(イ) 第32条の規定による寡婦等に対する資金の貸付け及び同条の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収

別表第2の6の(19)のイ中「母子及び寡婦福祉法施行令(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(」に改め、同(7)中「(第37条第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同(イ)中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同(エ)中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同(ウ)中「(ウ)」を「(ウ)及び(イ)」に改め、同(ウ)中「寡婦福祉資金に係る修学資金」を「寡婦修学資金」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ウ) 第31条の6第5項の規定による災害を受けた者に対する据置期間の延長

(ウ) 第31条の7において準用する第11条、第12条、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第19条の規定による父子修学資金の交付の停止及び減額等

(イ) 第37条第5項の規定による災害を受けた者に対する据置期間の延長

別表第2の6の(19)のエ中「母子及び寡婦福祉法施行細則(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(」に改め、同(イ)中「寡婦福祉資金に係る」を削り、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第22条において準用する第5条から第8条まで、第13条、第14条及び第18条から第20条までの規定による借用書の受理等

別表第3の3中「同(19)のアの(ウ)、イの(カ)」を「同(19)のア(償還金の徴収に限る。)、イの(カ)並びに(ウ)及び(イ)(違約金の徴収に限る。)」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第14条の7第2号中「、母子及び」を「並びに母子及び父子並びに」に改め、同条第4号中「、寡婦及び父子」を「及び父子並びに寡婦」に改める。

第81条の3第6項第13号中「、寡婦及び父子」を「及び父子並びに寡婦」に改める。

第81条の8中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(県営住宅等に関する規則の一部改正)

第3条 県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の条例第14条第1項第4号の場合の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第6条第1項」を「第6条第6項」に、「女子であつて現に20歳に満たない者を扶養している」を「者で現に児童を扶養しているものである」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第4条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和57年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「、母子及び寡婦福祉法」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父

子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第3条の見出しを「(母子福祉資金団体貸付申請書等)」に改め、同条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第6条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「修学資金等借受者」を「母子修学資金等借受者」に改める。

第7条中「修学資金等借受者」を「母子修学資金等借受者」に改める。

第8条第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第9条中「修学資金等借受者」を「母子修学資金等借受者」に、「の修学資金又は修業資金」を「又は配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者のない女子の20歳以上である子等」という。)に係る母子修学資金又は母子修業資金」に改める。

第18条第1項中「の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「又は配偶者のない女子の20歳以上である子等に係る母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第20条第1項中「(明治29年法律第89号)」を削り、「条件」を「要件」に改める。

第21条の見出し中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条中「母子福祉団体の」を「母子・父子福祉団体の」に、「母子福祉団体事務所等立入検査員証」を「母子・父子福祉団体事務所等立入検査員証」に改める。

第22条を次のように改める。

(父子福祉資金の貸付けに関する準用規定)

第22条 第2条から前条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	母子福祉資金貸付申請書	父子福祉資金貸付申請書
	別表第1	別表第3
第3条	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条
	母子福祉資金団体貸付申請書	父子福祉資金団体貸付申請書
	別表第2	別表第4
第4条	第2条	第22条において準用する第2条
	前条	第22条において準用する第3条
	法第13条及び法第14条	法第31条の6第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する法第14条

第5条	前条	第22条において準用する第4条
	母子福祉資金借用書	父子福祉資金借用書
第6条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	母子修学資金等借受者	父子修学資金等借受者
	政令第7条第3号から第5号まで又は第8号	政令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
	母子福祉資金貸付増額申請書	父子福祉資金貸付増額申請書
第6条第2項	前項	第22条において準用する第6条第1項
第7条	母子修学資金等借受者	父子修学資金等借受者
第8条第1項	母子修学資金	父子修学資金
第8条第2項	前項	第22条において準用する第8条第1項
第9条	母子修学資金等借受者	父子修学資金等借受者
	政令第12条	政令第31条の7において準用する政令第12条
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金又は父子修業資金
第10条	政令第13条	政令第31条の7において準用する政令第13条
第11条	政令第8条第5項	政令第31条の6第5項
第12条	政令第16条	政令第31条の7において準用する政令第16条
第13条	政令第8条第2項	政令第31条の6第2項
第14条	政令第8条第3項ただし書	政令第31条の6第3項ただし書
第15条	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第16条	政令第19条	政令第31条の7において準用する政令第19条
第17条	政令第17条	政令第31条の7において準用する政令第17条
第18条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金又は父子就学支度資金
	第20条	第22条において準用する第20条

第18条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条
第19条第2項	前項	第22条において準用する第19条第1項
第20条第2項	前項	第22条において準用する第20条第1項
前条	政令第15条第2項第1号	政令第31条の7において準用する政令第15条第2項第1号

第23条の見出しを「(寡婦福祉資金の貸付けに関する準用規定)」に改め、同条の表の第2条の項及び第3条の項を次のように改め

第2条	法第13条第1項	法第32条第1項
	母子福祉資金貸付申請書 別表第1	寡婦福祉資金貸付申請書 別表第5
第3条	法第14条	法第32条第4項において準用する法第14条
	母子福祉資金団体貸付申請書	寡婦福祉資金団体貸付申請書
	別表第2	別表第6

第23条の表の第4条の項中「において準用する法第13条第1項及び第3項並びに法第32条第3項」を「及び第2項並びに同条第4項」に改め、同表の第5条の項及び第6条第1項の項を次のように改める。

第5条	前条	第23条において準用する第4条
	母子福祉資金借用書	寡婦福祉資金借用書
第6条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	母子修学資金等借受者	寡婦修学資金等借受者
	政令第7条第3号から第5号まで又は第8号	政令第36条第3号から第5号まで又は第8号
	母子福祉資金貸付増額申請書	寡婦福祉資金貸付増額申請書

第23条の表の第6条第2項の項の次に次のように加える。

第7条	母子修学資金等借受者	寡婦修学資金等借受者
第8条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金
第8条第2項	前項	第23条において準用する第8条第1項

第23条の表の第9条の項を次のように改める。

第9条	母子修学資金等借受者	寡婦修学資金等借受者
	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条(第2項第2号及び第3号

		を除く。)
	配偶者のない女子が扶養している児童又は配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその	寡婦が民法第877条の規定により扶養している
	配偶者のない女子の20歳以上である子等」という。)に係る母子修学資金又は母子修業資金で当該配偶者のない女子	寡婦の被扶養者」という。)に係る寡婦修学資金又は寡婦修業資金で当該寡婦

第23条の表の第11条の項中「第37条第2項において準用する政令第8条第5項」を「第37条第5項」に改め、同表の第13条の項中「において準用する政令第8条第2項」を削り、同表の第14条の項中「第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書」を「第37条第3項ただし書」に改め、同表の第15条の項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に改め、同表の第18条第1項の項を次のように改める。

第18条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
	配偶者のない女子が扶養している児童又は配偶者のない女子の20歳以上である子等に係る母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
	当該配偶者のない女子	当該寡婦
	、就職し、又は入学した者	又は入学した者
	第20条	第23条において準用する第20条

第23条の表の第18条第2項の項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に改める。

別表第1中

事業開始資金
事業継続資金
修学資金
技能習得資金
修業資金
就職支度資金
医療介護資金
生活資金
住宅資金
転宅資金
就学支度資金
結婚資金

を

母子事業開始資金
母子事業継続資金
母子修学資金
母子技能習得資金
母子修業資金
母子就職支度資金
母子医療介護資金
母子生活資金
母子住宅資金
母子転宅資金
母子就学支度資金
母子結婚資金

に、「児童の」を「児童又は配偶者の

ない女子の20歳以上である子等の」に改める。

別表第2中

事業開始資金
事業継続資金

を

母子事業開始資金
母子事業継続資金

に、

(3) 主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを使用して行う事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、当該配偶者のない女子についての戸籍謄本

を

に改める。

別表第4中

事業開始資金
事業継続資金

を

寡婦事業開始資金
寡婦事業継続資金

に改め、「配偶者のない女子で現に児

童を扶養しているもの及び」及び「配偶者のない女子及び」を削り、同表を別表第6とする。

別表第3中

事業開始資金
事業継続資金
修学資金
技能習得資金
修業資金
就職支度資金
医療介護資金
生活資金
住宅資金
転宅資金
就学支度資金
結婚資金

を

寡婦事業開始資金
寡婦事業継続資金
寡婦修学資金
寡婦技能習得資金
寡婦修業資金
寡婦就職支度資金
寡婦医療介護資金
寡婦生活資金
寡婦住宅資金
寡婦転宅資金
寡婦就学支度資金
寡婦結婚資金

に、「等が扶養している20歳以上であ

る子等」を「の被扶養者」に改め、同表を別表第5とし、別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第22条関係)

資金の区分	添付書類
1 父子事業開始資金	事業計画書
2 父子事業継続資金	事業計画書
3 父子修学資金	別表第1の3の項に掲げる書類
4 父子技能習得資金	知識技能習得証明書
5 父子修業資金	知識技能習得証明書
6 父子就職支度資金	(1) 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が就職することを証する書類 (2) 通勤用自動車の購入のための申請の場合にあつては、購入する自動車の見積書
7 父子医療介護資金	別表第1の7の(1)又は(2)に掲げる書類
8 父子生活資金	失業していることを証する書類(失業に係る貸付けを受けようとする場合に限る。)
9 父子住宅資金	住宅補修(保全・改築・増築・新規取得)計画書
10 父子転宅資金	(1) 賃貸借契約書の写し又は使用承認書 (2) 引越しに要する運送代を証する書類
11 父子就学支度資金	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の合格通知書の写し
12 父子結婚資金	配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の20歳以上である子等の婚姻を証する書類

(別表第4)(第22条関係)

資金の区分	添付書類
1 父子事業開始資金	(1) 申請団体の定款 (2) 申請団体の登記簿の謄本 (3) 主として次に掲げる者のいずれかを 사용하여行う事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、当該者についての戸籍謄本 ア 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの イ アに掲げる者及び寡婦 (4) 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの自立の促進を図るための事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、事業計画書 (5) 父子福祉資金以外の資金の貸付けを受けている場合にあつては、当該資金の借入額、借入先、償還方法等を明らかにした書面
2 父子事業継続資金	(1) 1の項の(1)から(5)までに掲げる書類 (2) 申請日前1年以内に終了した事業年度分の収支決算書の写し及び申請日の属する事業年度分の収支予算書の写し

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第2条、第22条、第23条関係)」に、「母子福祉資金貸付申請書」を

「母子福祉資金
父子福祉資金貸付申請書 に、「母子福祉資金」を
寡婦福祉資金
」
「 母子福祉資金
、父子福祉資金 に、「※ |」を「 |」に、
寡婦福祉資金
」
「 他母子寡婦福祉
資金借入金の状況 を 他母子・父子・
寡婦福祉資金借入
金の状況 に改め、
」

同様式の注を削る。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第3条、第22条、第23条関係)」に改め、同様式の表中「母子福祉資金団体貸付申請書」

「母子福祉資金
を 父子福祉資金団体貸付申請書 に、「母子福祉資金」を
寡婦福祉資金
」
「 母子福祉資金
、父子福祉資金 に、
寡婦福祉資金
」

「 配偶者のない女子であつて現に児童
を扶養している者又は寡婦
を
名
」

「 配偶者のない 配偶者のない 寡婦
女子であつて 男子であつて 寡婦
現に児童を扶 現に児童を扶 寡婦
養している者 養している者 名
名 名
」
に、

「 県母子福祉資金借入金 を
」

「 他母子・父子・寡婦福祉資金借入金 に改め、同様式の裏中
」

「 童を扶養している者又は寡婦
のうち、配偶者のない女子であつて現に児
貸付を受けようとする事業に使用される者
を
「 童を扶養している者又は寡婦
のうち、配偶者のない男子であつて現に児
貸付を受けようとする事業に使用される者
に改め、同様式の注を削る。
」

様式第3号中「(第5条関係)」を「(第5条、第22条、第23条
 「母子福祉資金
 関係)」に、「母子福祉資金借用書」を 父子福祉資金借用書 に、
 寡婦福祉資金 」

「母子福祉資金
 「母子福祉資金を」を 父子福祉資金を に、「母子及び寡婦福
 寡婦福祉資金 」

祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

様式第4号中「(第6条関係)」を「(第6条、第22条、第23条
 関係)」に、「母子福祉資金貸付増額申請書」を

「母子福祉資金
 父子福祉資金貸付増額申請書 に改め、「母子福祉資金の」を削
 寡婦福祉資金 」

る。

「母子福祉資金
 様式第18号中「母子福祉資金の」を 父子福祉資金の に改め
 寡婦福祉資金 」

る。

様式第19号を次のように改める。

(様式第19号) (第21条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 職 氏 第 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 母子・父子福祉団体事務所等立入検査員証 名 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 年 月 日交付 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 長野県知事 印 </div>
--

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第5条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規
 則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中「母子及び寡婦福祉法」
 を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第20条」を「第38条」
 に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

こども・家庭課